

(全5枚中の1枚目)

②③ 中 学 校 社 会

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

1 次の(1)～(4)について、語句の意味を簡潔に説明しなさい。

(1) 検察審査会

(2) 独立行政法人

(3) ワークシェアリング

(4) 放射性炭素年代測定法

㉓ 中学校 社 会

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

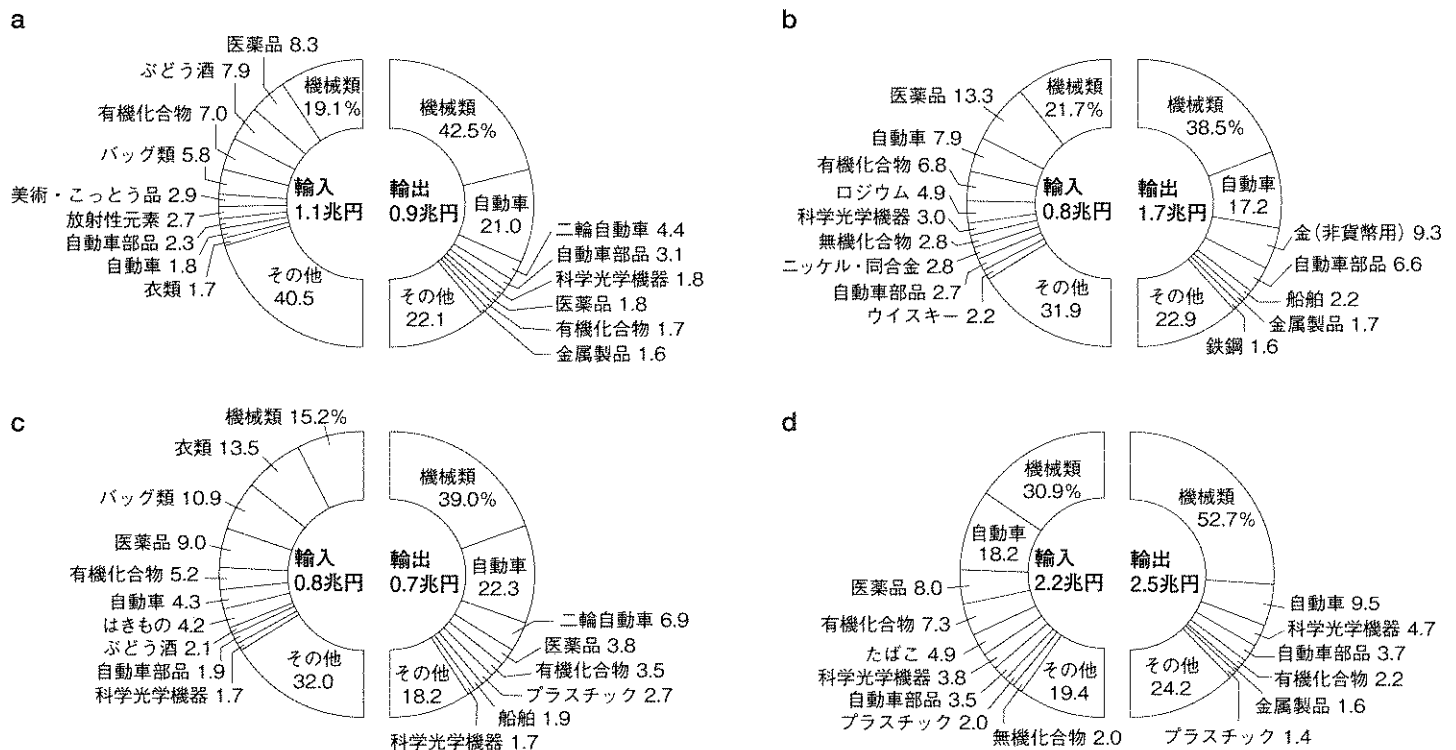
2 欧州連合〔EU〕に関して、次の(1)～(4)に答えなさい。

- (1) 地図に本初子午線を書きなさい。
- (2) 欧州連合〔EU〕加盟国のうち、右の地図中のA～Eにあてはまる国名を、それぞれ書きなさい。
- (3) 次の文は、欧州連合〔EU〕について書かれたものである。次の①～⑤にあてはまる数字や語句をそれぞれ書きなさい。



〔アルベルス正積円錐図法による世界地図の一部〕

(4) 次のa～dのグラフは、我が国とある欧州連合〔EU〕の加盟国との貿易を示している。あてはまる国名を下のア～エから1つずつ選び、その記号を書きなさい。



〔日本国勢図会 2009/10年版より作成〕

ア イギリス イ ドイツ ウ フランス エ イタリア

23 中学校 社 会

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

3 次の文は、ある史料の一部を抜粋して書き下したものである。次の(1)～(3)に答えなさい。

「善人なをもちて往生をとぐ、いはんや悪人をや。しかるを、世のひとつねにいはいはく、『悪人なを往生す、いかにいはんや善人をや』と。この条、一旦そのいはれあるににたれども、本願他力の意趣にそむけり。そのゆへは、自力作善の人は、ひとへに他力をたのみこゝろかけたるあひだ、弥陀の本願にあらず。

……煩惱具足のわれらは、いづれの行にても生死をはなるゝことあるべからざるを哀たまひて、願をおこしたまふ本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もとも往生の正因なり。よりにて善人だにこそ往生すれ、まして悪人は」と、仰さふらひき。

- (1) この史料の名称を漢字で書きなさい。
- (2) この史料に示された教えを何というか、漢字で書きなさい。
- (3) 鎌倉新仏教について、次の表のA～Fにあてはまる語句をア～シから選び、その記号を書きなさい。

宗派	開祖	主要著書等	主な寺院
浄土宗	法然	選択本願念仏集	F
浄土真宗	C	教行信証	本願寺
A	一遍	一遍上人語録	清浄光寺
臨済宗	栄西	D	建仁寺
B	道元	正法眼蔵	永平寺
日蓮宗	日蓮	E	久遠寺

ア 立正安国論	イ 最澄	ウ 曹洞宗
エ 知恩院	オ 時宗	カ 親鸞
キ 天台宗	ク 空海	ケ 興禅護国論
コ 延暦寺	サ 法相宗	シ 愚迷発心集

4 次の文は、ある史料の一部を抜粋して書き下したものである。次の(1)～(6)に答えなさい。

第三条 下田、箱館港の外、次にいふ所の場所を左の期限より開くべし。

神奈川(中略) 西洋紀元千八百五十九年七月四日
長崎(中略) 同断
新潟(中略) 千八百六十年一月一日
兵庫(中略) 千八百六十三年一月一日

……神奈川港を開く後六ヶ月にして下田港は鎖すべし。此箇条の内に載たる各地は亜墨利加人に居留をゆるすべし。……双方の国^①人、品物を売買する事総て障りなく、其拡方等に付ては日本役人これに立会はず。

第四条 総て内地に輸入輸出の品々、別冊^②の通、日本役所へ運上^③を納むべし。

第六条 日本人に対し、法を犯せる亜墨利加人は、亜墨利加コンシユル裁断所にて吟味の上、亜墨利加の法度を以て罰すべし。亜墨利加人へ対し法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし。

- (1) この条約の条約名、締結年(西暦年)を書きなさい。
- (2) この条約調印を主導した幕府の大老は誰か、漢字で書きなさい。
- (3) 傍線部①は、何を示すか書きなさい。
- (4) 傍線部②とは何か書きなさい。
- (5) 傍線部③とは何か書きなさい。
- (6) 第六条は何を定めたものか書きなさい。

⑳ 中学校 社 会

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

5 地球環境をめぐる世界の動きについて、次の(1)～(4)に答えなさい。

(1) 資料中Aの会議において採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すために設立された国際連合の機関名と、この機関の本部がある都市名を書きなさい。

(2) 資料中A～Dの会議が実施された都市はどこか、あてはまるものを下のア～エから1つずつ選び、その記号をそれぞれ書きなさい。

ア コペンハーゲン	イ スtockホルム
ウ ヨハネスバーグ	エ リオデジャネイロ

(3) 資料中①には、「環境や資源を保全し、現在と将来の世代の必要をともに満たすような開発」という意味の語句が入る。この語句を7字で書きなさい。

(4) 平成21年12月、青森県は東京都及び千代田区と「再生可能エネルギー地域間連携に関する協定」を締結した。この協定の目的を書きなさい。

6 地方公共団体について、次の(1)、(2)に答えなさい。

(1) 地方自治の実現のために、認められている直接請求権について、下の表の①～⑫にあてはまる語句を下のア～コから1つずつ選んで、その記号を書きなさい。なお、同じ記号を2回以上記入してもよい。

種 類	必 要 な 署 名	請求先
条例の制定又は改廃の請求	有権者の(①)	(②)
監査請求	有権者の(③)	(④)
議会の解散請求	有権者の(⑤) 取扱い：住民投票の結果、(⑥)の同意があれば解散する。	(⑦)
議員・首長の解職請求	有権者の(⑧) 取扱い：住民投票に付し、その結果、(⑨)の同意があれば失職する。	(⑩)
副知事・副市町村長、各委員などの解職請求	有権者の(⑪)	(⑫)

ア 1/100以上	イ 1/50以上	ウ 過半数	エ 1/2以上	オ 1/3以上
カ 選挙管理委員会	キ 人事委員会	ク 首長	ケ 議長	コ 監査委員

(2) 地方公共団体の執行機関のうち、次の①、②にあてはまるものを下のア～エから1つずつ選んで、その記号を書きなさい。

- ① 市町村のみに設置される。
- ② 都道府県のみに設置される。

ア 公安委員会	イ 教育委員会	ウ 農業委員会	エ 都市計画審議会
---------	---------	---------	-----------

㉓ 中学校 社会

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

7 新中学校学習指導要領「社会」について、次の(1)～(3)に答えなさい。

(1) 「公民的分野」の「目標」の一部について、A～Eにあてはまる語句を書きなさい。

(2) 民主政治の(A), 国民の生活の向上と(B)とのかかわり及び現代の社会生活などについて、(C)と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の(D)に着目させ、自ら考えようとする(E)を育てる。

(2) 「歴史的分野」の「内容」の「歴史のとらえ方」の一部について、A, Bにあてはまる語句を書きなさい。

ウ 学習した内容を(A)してその時代を大観し(B)する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる。

(3) 「地理的分野」の「内容」の「日本の諸地域」の一部及び「内容の取扱い」の一部について、A～Fにあてはまる語句を下の①～⑫から選び、その記号を書きなさい。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

- (ア) 自然環境を中核とした考察
- (イ) 歴史的背景を中核とした考察
- (ウ) (A)を中核とした考察
- (エ) 環境問題や(B)を中核とした考察
- (オ) 人口や都市・村落を中核とした考察
- (カ) 生活・(C)を中核とした考察
- (キ) 他地域との結び付きを中核とした考察

〈内容の取扱い〉

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 地域区分については、指導の観点や(D)の事情などを考慮して適切に決めること。
- (イ) 指導に当たっては、地域の特徴ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と(E)に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。
- (ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに(F)選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

- | | | | | |
|--------|--------|------|--------|---------|
| ① 二つ | ② 環境保全 | ③ 産業 | ④ 一つ | ⑤ 学校所在地 |
| ⑥ 文明 | ⑦ 文化 | ⑧ 地域 | ⑨ 景観保護 | ⑩ 有機的 |
| ⑪ 区市町村 | ⑫ 総合的 | | | |